

介護保険資格者証の運用について

要介護認定・要支援認定の申請時には、利用者が申請書に添付する被保険者証と引き替えに、市町村が介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）を交付する扱いをお示ししてきたところであるが、市町村によっては要介護認定の際に、その都度新しい被保険者証を発行する場合がある。

こうした場合には、認定申請の際に介護保険資格者証の交付に代えて、被保険者から提出された被保険者証に認定申請中であることを記載して被保険者に返還し、利用者はサービス利用時には当該被保険者証を使用するという方式をとることができるものとするので、管下市区町村及び居宅介護支援事業者をはじめ関係の事業者等への周知をお願いします。なお、この場合の運用の詳細については以下のとおりとする。

1. 被保険者証に、資格者証として通用させる旨及びその有効期限を記載する。
（記載例は下記参照）
2. 有効期限は以下のように設定するものとする。
 - （1）新規の認定申請の場合、申請日の30日後の日付とする。
 - （2）更新申請又は要介護状態区分の変更申請（要支援者が新規の要介護認定を申請する場合及び要介護者が新規の要支援認定を申請する場合を含む）の場合、申請日の30日後の日付と、もとの要介護認定又は要支援認定の有効期限のうち、より遅い方の日付とする。
3. 資格者証としての有効期限までに認定の結果が出ない場合には、新たに資格者証を利用者に交付する。この場合の資格者証の様式については、従来どおりとする。

<記載例>

この被保険者証は、平成〇年〇月〇日まで介護保険資格者証として有効なものとする。

平成〇年△月△日 ×××市介護保険課